

天然記念物 保存管理計画の基本的考え方（案）

1．現状変更等の取扱い基準（現状変更の対象となる行為）

（１）土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石等の採取
基本的に認めない。

ただし、・・・

（２）動物の捕獲・採取

動物の捕獲・採取は原則として認めない。ただし、次の各項に該当するものについては、この限りではない。

ア 疾病等の動物の保護及び駆除

イ 生態系に悪影響を及ぼす移入動物等の駆除

・ ・ ・ ・

（３）建築物の新築

建築物の新築については認めない。

（４）工作物の設置

工作物の設置については、原則として認めない。

ただし、・・・

（５）工作物の改修

同位置、同規模、同一構造によって行われる建て替えまでを現状変更行為の対象とする。一方、これらの新設および内容・構造等に変更がある場合は、特に必要と認められる場合を除き、これを認めない。

（６）草原植物群落指定範囲への立ち入り、および、植物の採取

草原植物群落指定範囲への立ち入り及び植物の採取は、原則として許可しない。ただし、公的に認知された研究機関もしくはそこに属する研究者が行う研究活動で、天然記念物に与える影響が軽微で、・・・

（７）その他の行為

ここに規定した以外の行為については、原則これを認めない。

ただし、・・・

2. 許可を受けることを要しない行為

天然記念物伊吹山頂草原植物群落の指定範囲内において行われる行為で、現状変更を必要としない行為は以下の3点とする。

(1) 維持の措置と判断できる場合

天然記念物の維持・管理のために日常的に実施することが必要と考えられる行為。

ア 「伊吹山自然再生事業実施計画」において位置づけられた再生事業およびこの行為の効果を判定するために行われるモニタリング調査。

イ 遊歩道・誘導柵・説明版等の天然記念物の保護管理および普及啓発にかかる工作物の補修に係る行為。ただし、建て替え等はここに含まない。

ウ 天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するために応急の措置をするとき。

エ 天然記念物がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(2) 非常災害のために必要な応急措置をとる場合

現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予想される急迫の事態の場合、あるいは二次災害の発生を防止する場合に執る応急的な措置であり、災害復旧にかかる、恒常的な施設の設置を含まない。

(3) 日常的な管理のための措置であり、天然記念物への影響の軽微な場合

ア・・・ゴミ等の除去に必要な立ち入り

イ・・・注意喚起等のための必要な立ち入り

エ・・・その他、日常的に実施している管理行為

3. 整備・活用に関する基本的な考え方

天然記念物伊吹山頂草原植物群落については、これを保護管理し次世代へ確実に継承することが重要な課題である。また、現状において観察・見学に必要な遊歩道等も整備されていることから、今後は必要以上の整備は行わないことを原則とすべきである。

一方、活用についてはこれを積極的に進め、天然記念物の重要性を周知する必要性は高い。このため、指定地内における説明版や案内板の十分な検討を行うとともに、山小屋やドライブウェイなどの指定地外の周辺施設を有効に利用することや、山麓の伊吹山文化資料館などの関連などとの連携をはかる必要がある。

環境法

●公害法から環境法の時代へ

環境保全に関する法令の総称。憲法条約、政省令、条例、個別法、の環境関連条項も含まれる。また、環境法の対象領域は広範で、その所管は環境省だけではなく各省庁にまたがる。戦後の高度経済成長とともに、日本の環境法は、公害問題に対する規制を中心に制定された。1967年に大気汚染防止法、70年に水質汚濁防止法が制定された。同年の通称「公害国会」では、14の公害関連法が制定、改正された。その中で67年成立の改正公害対策基本法では典型7公害が定められた。

71年に環境庁が設置され、72年（昭和47年）自然環境保全法、73年に化学物質審査規制法（化審法）が制定された。

自治体では、法律より厳しい基準値を条例で定める「上乘せ基準」や、規制項目を加える「横出し規制」などが行われた。80年代に入ると、米国を手本とした環境影響評価法案が廃案になるなど停滞期があった。しかし、地球環境問題や化学物質汚染など、新たな問題が浮上。環境負荷の少ない循環型社会を目指す機運が高まり、93年環境基本法が制定された。現在、同法の下に分野別の個別法が存在する法体系になっている。

91年には廃棄物処理法が大改正され、いわゆるリサイクル法が制定された。

97年に環境影響法、98年にフロン回収破壊法、99年に化学物質管理促進法と省エネ法が制定。各種リサイクル法も次々に成立した。2000年には循環型社会形成推進基本法が制定された。国内の環境法の成立には、国際的な取り決めや条約の動きが大きく影響している。OECD（経済協力開発機構）が提唱したPPP（汚染者負担原則）やEPR（拡大生産者責任）などの考え方は、これらの環境法に採り入れられた。

92年にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミットで、リオ宣言とアジェンダ21が採択された。これは、環境基本法や、自治体のローカルアジェンダの動きにつながった。（以下 省略）

環境アセスメント (environmental assessment)

環境影響評価。地域開発や各種公共事業の計画を実施する前に移す前に開発対象地域の自然破壊度や影響を調査し、計画の適否を診断して公害発生や自然環境の破壊を未然に防ぐための事前評価。無秩序な地域開発には計画段階でストップをかけたり、計画内容の変更を求めるために、科学的裏付けを得ると同時

に地域住民の意見を反映するのがねらい。

日本では1997年(平成9年)、経済開発機構(OECD)加盟中、最も遅れて環境アセスメント法が成立、99年(平成11年)6月に施行された。

環境基本法 (Environment Basic Law)

公害防止と自然保護を柱とした環境行政を、地域環境保全という新たな枠組みに即して進めるための基盤となる環境政策の基本法。1993年に制定。

環境基本計画の策定や環境アセスメントの推進、環境税など経済的措置の検討・導入などを盛り込んでおり、あらゆる国家行政や経済社会活動に大きな影響を及ぼす。

ISO 14000 (環境マネジメントシステム国際規格)

1995年6月にノルウェーのオスロで開催したISO(国際標準化機構)総会で成立した環境管理・監査の規格。企業が社内に環境管理システム(EMS)を構築する際の手順などを定めた14001のほか、商品に環境管理を実施していることを表示するエコラベルの規格である14020などがある。これらのISO14000シリーズは日本語化されている。環境保護に敏感な企業や、政府機関では入札条件としてISO14001の取得を求める傾向にある。また、最近ではISO14001より作業が簡易な中小企業向けなどの独自規格も登場している。

環境に関わる法律等の経緯

西暦1967年	(昭和42年)	大気汚染防止法
1970年	(昭和45年)	水質汚濁防止法
1971年	(昭和46年)	環境庁 設置
1972年	(昭和47年)	自然環境保全法
1973年	(昭和48年)	化学物質審査規制法
1991年	(平成 3年)	廃棄物処理法
1993年	(平成 5年)	環境基本法
1997年	(平成 9年)	環境影響評価法
1998年	(平成10年)	フロン回収破壊法
1999年	(平成11年)	化学物質管理促進法、省エネ法、リサイクル法)
2000年	(平成12年)	循環型社会形成推進基本法
2005年	(平成17年)	アスベスト対策法、大気汚染防止法

伊吹山へようこそ
伊吹山の利用マナーについて

ルイトラノオ君の
お願い



来山日： 年 月 日

私は、ルイトラノオという花で伊吹山の固有種です。ここには多くの植物が生息しますが、その代表として山を正しく利用していただくためご案内をいたします。私は、山頂部西麓のお花畑にしか生育していません。8月の初めからわずか10日ほどの間、咲き誇るこのことができるコリトリブルーの美しい花です。その他、固有種は、イキタンボク、コバノミナグサ、ミヤコアサミ、コイキアサミ、イソキアサミ、イソキメカラアサミ、イソキアザミ、イソキコメカラアサミの全9種があり、貴重な自然財産として大切に保護されています。

伊吹山は植物の宝庫として知られ、多くの人々が訪れます。特に山頂は、山地草原（お花畑）が発達し、伊吹山固有種をはじめとする貴重な植物が数多く生育しています。琵琶湖国定公園特別保護地区および国の天然記念物に指定されています。この美しく貴重な自然をいつまでも楽しみ、次の世代に引き継ぐために6つのお願いを、ぜひお守りくださるようお願いいたします。

美しく豊かな
伊吹山の自然を守るために

お願い
1

1. 山の中では、決められた道を歩き、草原やお花畑に入らないようお願いいたします。

ロープや柵、立入禁止の立札がなくとも、歩道以外への立入は禁じられています。人が踏み込むことにより、本来ある植物の生育を妨げる植物が侵入したり、土壌の環境が変るなど大きな影響を受け、お花畑の環境劣化の原因となります。もちろん、写真撮影のための立入や草刈りも厳禁。歩道内の植物の踏みつけにも注意を払ってください。



山頂の春を代表する花



山頂の夏を代表する花

4. ペット連れでの入山は、ご遠慮ください。

ペットの毛や糞には、今まで伊吹山になかった植物の種や病原菌が潜んでいて、歩いた場所にこれらをまき散らすこととなります。ここには貴重な生きものが数多く棲んでいて、これらに対する抵抗力はありません。また持ち込まれた植物は、蔓延や交雑によって絶滅する危険さもあります。

貴重な動植物を守るためにも、ペットは絶対持ち込まないでください。

お願い
4

お願い
2

2. 動植物の採集はできません。写真に撮ってお持ち帰りください。

山頂の初夏を代表する花



※このリーフレットは、財団法人淡水環境保全財団の助成金で伊吹山ネイチャーネットワークが発行するものです。 2009.08/10,000

山頂の秋を代表する花



お願い
5

5. 伊吹山でのトイレは、施設のあるところで。

人間もペットと同様、排泄物には、いろいろな菌が含まれ、生態系に大きな影響を与えます。伊吹山では、登山口、1合目、3合目、山頂、伊吹山ドライブウェイ8合目駐車場に公衆トイレがあります。必ず、余裕も持ってこれらのトイレで用を済ませてください。（公衆トイレ利用期間＝浄化システムの関係上、4月中旬から11月下旬まで）また、各トイレは管理費がかかっていますので100円程度の心付けを所定の箱に納めていただくようお願いいたします。

お願い
3

3. コミは、必ずお持ち帰りください。もちろん、食べ残しやたばこの吸い殻も。

山頂の夏を代表する花



一人一人が快く楽しく利用する皆さんの伊吹山です。このためには、いつもキレイな場所でありたいと思うのは共通の願いです。特に捨てられた食べ物は、野生動物の生態系に大きな影響を及ぼします。また、たばこの吸い殻も同様で、大きなからの喫煙は止め、休憩場所等で携帯灰皿を使用し、出したゴミとともに持ち帰りください。

お願い
6

6. その他、伊吹山ならではのお願い

- 東遊歩道は、他の歩道に比べ、狭く、伊吹山特有の石灰岩がむき出しになっているため歩きにくく危険なコースです。必ず足下のしっかりした靴（登山靴等）を着用し、下山コースとして利用ください。
- 伊吹山は、天然記念物のイヌワシが生息する豊かな環境です。猛禽類の餌付けや野生動物へ食べ物を与えないでください。
- 伊吹山ドライブウェイでの歩行や、ガードレールを越えて立ち入ることは大変危険なため、立ち入らないでください。
- 外来種や園芸種の種が知らず知らず衣服、靴等に付着しています。これらを持ち込まないためにも入山する前に振り落としてください。もちろん、これらを持ち込まないでください。

企画・構成 伊吹山自然再生協議会
編集・発行 伊吹山ネイチャーネットワーク
伊吹山ネイチャーネットワーク TEL&FAX：0749-26-1194
E-Mail：ibuki@ds-j.com URL：http://www.ds-j.com/ibuki/